

第2次福津市都市計画マスタープラン 改訂新旧対照表

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
2	第1章 1. - (1) e. 自然災害	近年、地球温暖化の影響と思われる <u>線状降水帯</u> が全国的に発生し、各地で洪水や土砂災害が発生しています。	近年、地球温暖化の影響と思われる <u>ゲリラ豪雨</u> が全国的に発生し、各地で洪水や土砂災害が発生しています。	表現の見直し
3	第1章 1. - (1) f. 歴史的遺産	津屋崎古墳群（国指定史跡）、…（中略）…、ユネスコの世界文化遺産へ登録されました。 <u>令和6年1月には、津屋崎千軒地区にある豊村酒造旧醸造場施設が国の重要文化財に指定されました。</u>	津屋崎古墳群（国指定史跡）、…（中略）…、ユネスコの世界文化遺産へ登録されました。	時点修正
3	第1章 1. - (2) -a. ●人口	日本全体としては…（中略）…強まっていくものと考えられます。 <u>市街地における人口密度は、平成29年都市計画基礎調査では51.14人/haでしたが、令和4年調査では58.08人/haであり、増加傾向にあります。</u>	日本全体としては…（中略）…強まっていくものと考えられます。	追記
3	第1章 1. - (2) -a. ●世帯数	世帯数は、令和2年 <u>国勢調査</u> では26,534世帯で、平成27年から4,262世帯（19.1%）増加しています。一世帯当たり人員は、令和2年は2.53人／世帯であり、減少傾向です。	世帯数は、令和2年は26,534世帯で、平成27年から4,262世帯（19.1%）増加しています。一世帯当たり人員は、令和2年は2.53人／世帯であり、減少傾向です。	補記

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
3	第1章 1. - (2) -b. ●産業構造、就業構造	<u>令和2年国勢調査による労働力人口(就業者)は27,395人で、平成27年比で1,986人増加しました。</u> 就業者人口の内訳は、 <u>令和2年国勢調査では第1次産業2.4%、第2次産業18.4%、第3次産業75.7%</u> です。市内に事業所等が少ないことから、市外で働く人の割合は <u>令和2年国勢調査で64.2%</u> と高くなっています。	<u>平成26年の市内総生産は約1,282億円で、5年前の1,049億円と比較して1.2倍に増加しています。</u> <u>就業者人口の内訳は、平成27年現在、第1次産業3%、第2次産業20%、第3次産業74%です。</u> 市内に事業所等が少ないことから、市外で働く人の割合は <u>平成22年で64.3%</u> と高くなっています。	時点修正
4	第1章 1. - (2) -b. ●農漁業	<u>令和2年農林業センサスによる本市の農家数は282戸、経営耕地面積752haであり、平成27年調査と比較すると、農家数は96戸減少、経営耕地面積は68ha減少と、ともに減少傾向です。</u> また、漁家戸数も減少してきています。	<u>平成27年現在、総農家数591戸、農業就業人口704人、経営耕地面積820haであり、ともに減少傾向です。</u> また、漁家戸数も減少してきています。	時点修正 ※農業就業人口はR2から非公表
4	第1章 1. - (2) -b. ●工業	<u>令和5年経済構造実態調査による本市に立地する従業員300人以上の製造業事業所は2箇所、事業所総数は28事業所で、平成10年の54事業所をピークに減少傾向にあります。</u> <u>同調査による製造品出荷額は307億円で、近隣の市と比べると、宗像市(452億円)の2/3程度、古賀市(2,387億円)の1/8程度の額となっています。</u>	<u>本市に立地する大規模工場は、2箇所のみとなっており、工業系の事業所数は平成10年の54事業所をピークに減少傾向にあり、平成26年には28事業所となっています。</u> <u>反対に、製造品出荷額は近年増加傾向にあり、平成26年で281億円となっています。</u> 近隣の市と比べると、宗像市の五分の四程度、工業団地を持つ古賀市の七分の一程度の額となっています。	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
4	第1章 1. - (2) -b. ●商業	<u>商業統計・経済センサスによる市内商業施設（小売業）の売り場面積は、平成19年（4.4ha）から平成26年（6.8ha）と1.5倍に増加しました。これは、市内に大型商業施設が開業したことが主な要因です。なお、令和3年調査では約7.6haまで増加しています。</u>	<u>市内に大型商業施設が開業し、市内外から多くの買い物客が訪れるようになりました。商業統計による市内商業施設（小売業）の売り場面積は、平成19年（4.4ha）から平成26年（6.8ha）と1.5倍に増加しています。</u>	時点修正
4	第1章 1. - (2) -b. ●観光	<u>令和4年度における市内在訪者数（観光入込客数）は、約584万人で、コロナ禍にあった令和2年度の約473万人から回復傾向であり、コロナ禍前の令和元年度約571万人を上回っています。</u>	<u>来訪者数は、平成26年で約491万人で、県内60市町村の中で7位の来訪者数です。</u>	時点修正
4	第1章 1. - (2) -d. ●道路網	主な幹線道路としては、…（中略）…、筑豊地域や九州自動車道若宮インターチェンジを通じた広域交通利便性が <u>改善されています</u> 。	主な幹線道路としては、…（中略）…、筑豊地域や九州自動車道若宮インターチェンジを通じた広域交通利便性が <u>改善されます</u> 。	時点修正
4～5	第1章 1. - (2) -d. ●公共交通	J R鹿児島本線が国道3号と平行して本市の東部を走り、市内には、福岡駅と東福岡駅の2つの駅があります。 <u>令和6年</u> の福岡駅の一日の平均乗車人員は <u>9,058 人</u> 、東福岡駅の一日の平均乗車人員は <u>2,509 人</u> で、 <u>コロナ禍の令和2年平均乗車人員（福岡駅 7,305 人、東福岡駅 2,033 人）と比較すると増加傾向であり、コロナ禍前の令和元年平均乗車人員（福岡駅 9,148 人、東福岡駅 2,479 人）と同程度に</u>	J R鹿児島本線が国道3号と平行して本市の東部を走り、市内には、福岡駅と東福岡駅の2つの駅があります。 <u>令和2年</u> の福岡駅の一日の平均乗車人員は <u>7,305 人</u> 、東福岡駅の一日の平均乗車人員は <u>2,033 人</u> で、どちらの利用者の人数も横ばいです。 <u>バスは、令和元年9月30日にJ R福岡駅と直方市・宮若市を結ぶJ R九州バスの路線が廃止されるなど利用者減に起因する利便性の低下が進んでい</u>	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
		<u>まで回復しています。バスは、令和元年9月に JR 九州バス直方線が廃止、令和7年3月に宮若市コミュニティバス福間線が廃止、令和7年9月に西鉄バス津屋崎・鐘崎線の一部が廃止となるなど、利用者減に起因する利便性の低下が進んでいます。令和7年5月に策定した福津市地域公共交通計画では、公共交通機関の役割分担を明確にするとともに、公共交通の基本方針図を描いて、持続可能な公共交通網となることを目指しています。</u>	ます。<u>令和元年8月に策定した「市地域公共交通網形成計画」では公共交通における各モード役割分担による持続可能な公共交通網の形成を目指しており、令和3年4月にはふくつミニバスの路線の見直しを行いました。</u>	
5	第1章 1. - (2) -e. ●上下水道	上水道普及率（給水人口÷市総人口）は、<u>令和5年度</u>現在で <u>85.9%</u>となっており、一部の農業集落区域では、上水道の給水区域外となっています。下水道は、近年急速に整備を進め、公共下水道事業人口普及率は平成18年度の23.8%から<u>令和5年度</u>末で <u>99.7%</u>となり、飛躍的に向上しました。	上水道普及率（給水人口÷市総人口）は、平成27年度現在で 86.2%となっており、一部の農業集落区域では、上水道の給水区域外となっています。下水道は、近年急速に整備を進め、公共下水道事業人口普及率は平成18年度の23.8%から<u>令和2年度</u>末で <u>99.2%</u>となり、飛躍的に向上しました。	時点修正
10	第1章 3. -④	④魅力的な観光資源<u>等</u>を活かし、地域経済の活性化につなげる戦略が必要 本市は宮地嶽神社や津屋崎千軒、畦町宿、マリンスポーツが盛んな福間海岸など魅力的な観光資源を数多く有しています。加えて、「神宿る島」宗像・沖ノ島関連遺産群の構成資産である新原・奴山古墳群が世界文化遺産に登録、<u>さらに豊村酒造旧醸造場</u>	④魅力的な観光資源を活かし、地域経済の活性化につなげる戦略が必要 本市は宮地嶽神社や津屋崎千軒、畦町宿、マリンスポーツが盛んな福間海岸など魅力的な観光資源を数多く有しています。加えて、「神宿る島」宗像・沖ノ島関連遺産群の構成資産である新原・奴山古墳群が世界文化遺産に登録されるなど観光のポテン	時点修正 課題の追加（産業の創出）

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
		<u>施設が国重要文化財に指定</u>されるなど観光のポテンシャルは高まっています。現状ではこれらの本市の魅力十分に生かし、観光客・交流人口の増加に関する有効な対策が採られているとは言えない状況です。 今後は、これらの観光資源の魅力をさらに高め、対外的にアピールすることで、交流人口の増加、ひいては経済の好循環につなげることが求められます。<u>一方、市民意識調査結果において「働く場があるまち」も望ましいまちの姿との結果があり、企業誘致等による産業の創出が求められています。</u>	シャルは高まっています。現状ではこれらの本市の魅力十分に生かし、観光客・交流人口の増加に関する有効な対策が採られているとは言えない状況です。 今後は、これらの観光資源の魅力をさらに高め、対外的にアピールすることで、交流人口の増加、ひいては経済の好循環につなげることが求められます。	
10	第1章 3. -⑤	⑤高齢化や人口増加に伴う交通対策が必要 <u>本市の公共交通網は、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーで形成されています。市のコミュニティバス「ふくつミニバス」は、市地域公共交通網形成計画に基づき、これまで複数回の路線見直し等を実施してきました。</u> (中略)	⑤高齢化や人口増加に伴う交通対策が必要 <u>ＪＲ福間駅を中心とした循環型バス「ふくま～る」が廃止され、民間の路線バスとふくつミニバスが公共交通網を形成しています。各地域・集落を巡回するルートであるため所要時間が長くなりがちであるなどの理由により、市民の不満が高くなっていたふくつミニバスは、令和3年4月から市公共交通網形成計画に基づく新たな役割である中心拠点や地域拠点と各地域とを結ぶルートで運行を開始しています。</u> (中略)	時点修正 表現の見直し

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
		一方で、福岡駅周辺地区を中心とする地域は、人口の急増に伴い自動車交通が集中する路線や交差点がみられるようになり、その<u>安全対策や交通対策</u>が求められるようになっていきます。 また、近年、地球温暖化や健康づくりなどの観点から自転車の利用も見直されおり、歩行者と自転車が共存する通行空間の確保が求められています。	一方で、福岡駅周辺地区を中心とする地域は、人口の急増に伴い自動車交通が集中する路線や交差点がみられるようになり、その<u>対策</u>が求められるようになっていきます。 また、近年、地球温暖化や健康づくりなどの観点から自転車の利用も見直されおり、歩行者と自転車が共存する通行空間の確保が求められています。	
10	第1章 3. -⑥	⑥安心・安全なまちづくりが必要 福岡西方沖地震や熊本地震、九州北部豪雨の発生などを背景に、市民の<u>防災</u>への関心は高まっています。本市には大きな河川がなく、歴史的には大きな水害が少ない状況ですが、近年多発する<u>線状降水帯の発生とそれに伴う大雨等</u>により、小河川の溢水や道路冠水などの増加が懸念されており、発生場所の把握と情報提供や宅地内で雨水を保水する仕組みづくりが必要になっています。 (後略)	⑥安心・安全なまちづくりが必要 福岡西方沖地震や熊本地震、九州北部豪雨の発生などを背景に、市民の<u>防犯・防災</u>への関心は高まっています。本市には大きな河川がなく、歴史的には大きな水害が少ない状況ですが、近年多発する<u>ゲリラ豪雨</u>により、小河川の溢水や道路冠水などの増加が懸念されており、発生場所の把握と情報提供や宅地内で雨水を保水する仕組みづくりが必要になっています。 (後略)	表現の見直し

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
17	第3章 ■全体構想の 体系	(部門別の方針 1.-主要施策 b.-主な事業) ■特定用途制限地域の指定<u>と見直し</u> (部門別の方針 2.-主要施策 c.-主な事業) ■地区計画区域の指定<u>と適正運用</u> (部門別の方針 3.-主要施策 a.-主な事業) ■<u>福津市地域公共交通計画</u>の策定及びミニバス路線の見直し (部門別の方針 4.-主要施策 a.-主な事業) ■空き家対策・<u>マンション管理適正化</u>の推進 (部門別の方針 6.-主要施策 d.-主な事業) ■空き家活用に取り組む民間活動団体<u>等との連携</u>	(部門別の方針 1.-主要施策 b.-主な事業) ■特定用途制限地域の指定 (部門別の方針 2.-主要施策 c.-主な事業) ■地区計画区域の指定 (部門別の方針 3.-主要施策 a.-主な事業) ■「<u>福津市地域公共交通網形成計画</u>」の策定及びミニバス路線の見直し (部門別の方針 4.-主要施策 a.-主な事業) ■空き家対策の推進 (部門別の方針 6.-主要施策 d.-主な事業) ■空き家活用に取り組む民間活動団体の<u>支援</u>	時点修正 記述内容の変更 (特定用途制限 地域の見直し)

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
18	第3章 1. - (1) 基本方針	(1) 基本方針 (前略) なお、津屋崎都市計画区域の用途地域無指定の区域と市内の北部と南部に指定されている準都市計画区域においては、自然と共生した田園居住を基本とした地域とし、地域に不都合な土地利用を制限するため<u>令和3年4月に指定した特定用途制限地域の適正な運用を図り、見直しの必要性があった場合でも、その規模や内容は必要最小限にとどめるものとします。</u> (後略)	(1) 基本方針 (前略) なお、津屋崎都市計画区域の用途地域無指定の区域と市内の北部と南部に指定されている準都市計画区域においては、自然と共生した田園居住を基本とした地域とし、地域に不都合な土地利用を制限するため<u>特定用途制限地域の指定を進めます。</u> (後略)	時点修正 方針の変更（特定用途制限地域の見直し）
18	第3章 1. - (2) -a. ■土地利用規制の見直し	■土地利用規制の見直し (前略) 市街化調整区域では、産業振興等による既存集落の活性化を<u>図り、あるいは</u>地域産業と一体となった観光振興を推進するため、地区計画区域の指定を検討します。 (後略)	■土地利用規制の見直し (前略) 市街化調整区域では、産業振興等による既存集落の活性化を<u>図ると共に</u>地域産業と一体となった観光振興を推進するため、地区計画区域の指定を検討します。 (後略)	表現の見直し

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
19	第3章 1. - (2) -b. ■特定用途制限地域の指定	■特定用途制限地域の指定と見直し 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、津屋崎都市計画区域の用途地域白地地区及び福津準都市計画区域において<u>指定した特定用途制限地域の適正な運用を図ります。</u> <u>なお、地域の課題解決に資すると判断される場合や地域要望の高まり等に応じ適時適切に見直すこととしますが、その規模や内容は必要最小限にとどめるものとします。</u>	■特定用途制限地域の指定 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、津屋崎都市計画区域の用途地域白地地区及び福津準都市計画区域において<u>特定用途制限地域の指定を進めます。</u>	記述内容の変更 (特定用途制限地域の見直し)
19	図3-1 土地利用の将来構想			時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
21	第3章 2. - (2) -a. ■老舗の造り酒屋の伝統的建造物の保存・活用	■老舗の造り酒屋の伝統的建造物の保存・活用 <u>令和6年1月、津屋崎千軒地区にある豊村酒造旧醸造場施設が国の重要文化財に指定されました。</u> 津屋崎千軒の歴史的まちなみの象徴的な存在といえる <u>この建造物の保存に必要な支援を行うとともに、</u> 観光交流の中核的な施設として活用を目指します。	■老舗の造り酒屋の伝統的建造物の保存・活用 津屋崎千軒の歴史的まちなみの象徴的な存在といえる老舗の造り酒屋の伝統的建造物を保存し、観光交流の中核的な施設として活用を目指します。	時点修正
22	第3章 2. - (2) -c. ■地区計画区域の指定	■地区計画区域の指定と適正運用 <u>令和3年7月、観光交流施設の誘致促進により観光交流の活性化を図るため、市街化調整区域内の福間漁港及び福間海岸一帯に地区計画区域を指定しました。今後はこの制度の適正運用を図っていきます。</u>	■地区計画区域の指定 福間海岸など一部の市街化調整区域では観光交流施設の立地が進んでおり、今後もさらなる観光交流施設の誘致促進により観光交流の活性化を図るため、福間漁港及び福間海岸一帯に地区計画区域指定の検討を進めます。	時点修正
22	第3章 2. - (2) -c. ■観光交流スポット及び観光交流ゾーンを繋ぐ交通アクセスの確保	■観光交流スポット及び観光交流ゾーンを繋ぐ交通アクセスの確保 <u>福津市地域公共交通計画</u> に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	■観光交流スポット及び観光交流ゾーンを繋ぐ交通アクセスの確保 <u>「福津市地域公共交通網形成計画」</u> に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
24	第3章 3. - (1)	(1) 基本方針 (前略) また、<u>令和7年5月に策定した福津市地域公共交通計画</u>に基づき、JR両駅及び津屋崎地区などを主要な結節点としたバス路線の拡充を図り、公共交通ネットワークの形成を目指します。	(1) 基本方針 (前略) また、「<u>福津市地域公共交通網形成計画</u>」に基づき、JR両駅及び津屋崎地区などを主要な結節点としたバス路線の拡充を図り、公共交通ネットワークの形成を目指します。	時点修正
24	第3章 3. - (2) -a. ■「福津市地域公共交通網形成計画」の策定及びミニバス路線の見直し	■<u>福津市地域公共交通計画</u>の策定及びミニバス路線の見直し <u>福津市地域公共交通計画</u>に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、中心拠点・地域拠点と市内各地の集落や開発団地を結ぶふくつミニバスの運行経路等を見直し、バス路線を拡充します。	■「<u>福津市地域公共交通網形成計画</u>」の策定及びミニバス路線の見直し 「<u>福津市地域公共交通網形成計画</u>」に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、中心拠点・地域拠点と市内各地の集落や開発団地を結ぶふくつミニバスの運行経路等を見直し、バス路線を拡充します。	時点修正
25	第3章 3. - (2) -c.	■観光交流スポット及び観光交流ゾーンを繋ぐ交通アクセスの確保・・・[再掲] <u>福津市地域公共交通計画</u>に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	■観光交流スポット及び観光交流ゾーンを繋ぐ交通アクセスの確保・・・[再掲] 「<u>福津市地域公共交通網形成計画</u>」に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
26	図 3-3 幹線的な 道路の 整備予定など			時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
27	第3章 4. - (2) -a. ■空き家対策の推進	■空き家対策・ <u>マンション管理適正化</u> の推進 「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「福 津市空家等の適正管理に関する条例」等を根拠法令 とし、令和8年3月に策定した「第2次福津市空家 等対策計画・第2次福津市マンション管理適正化推 進計画」に基づき、適正管理がなされていない空き 家等について、権利者の特定や指導等の他、特定空 き家や管理不全空き家への指定、空き家利活用の促 進、マンション管理計画の認定等の施策を推進する とともに、各種制度の広報啓発活動等に取り組みま す。	■空き家対策の推進 「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「福 津市空家等の適正管理に関する条例」に従い、周辺 の安全や衛生、景観等を損なっている空き家等につ いて、司法書士会と連携した権利者の特定や交渉、 指導等の他、特定空き家の除去など適切な管理の推 進や対策等を進めます。また、空き家化を予防する ための啓発活動を推進するとともに、空き家バンク を活用し、開発団地内の住宅をはじめとする空き家 の流通を促進します。	時点修正
30	第3章 6. - (2) -a. ■井尻川、西豎 川の河川改 修の推進	■井尻川、西豎川の河川改修の推進 <u>大雨等</u> による内水氾濫等を改善するために井尻 川や西豎川の河川改修を行います。	■井尻川、西豎川の河川改修の推進 <u>ゲリラ豪雨</u> による内水氾濫等を改善するために 井尻川や西豎川の河川改修を行います。	表現の見直し
31	第3章 6. - (2) -d. ■空き家活用に 取り組む民間 活動団体の支 援	■空き家活用に取り組む民間活動団体等との連携 <u>空き家対策としての市内不動産業者との連携に よる空き家バンク制度の運用に加え、令和6年5月 に民間活動団体2団体と、空き家・古民家の利活用 促進のための包括連携協定を締結しました。これら の団体等と連携し、市域全域で空き家の利活用を促 進し、居住環境の質の維持・向上、また田園・農業</u>	■空き家活用に取り組む民間活動団体の支援 <u>田園・農業地域の活性化を図るため、空き家活用 に取り組む民間活動団体を支援し、集落地区等での 空き家活用を促進します。</u>	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
		<u>地域の活性化と人口減少の阻止を図ります。</u>		
33	第4章 2. - (1) ■地域の拠点- a.	・あんずの里 あんずの里の直売所「あんずの里市」を活用し、 福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、 <u>商品開発や店舗改善等の魅力向上に取り組み、第一次産業従事者の所得向上や市内消費拡大を図ります。</u>	・あんずの里 あんずの里の直売所「あんずの里市」を活用し、 福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、 <u>一次産業と観光振興とを結びつけ、活性化を図ります。</u>	時点修正
33	第4章 2. - (1) ■まちづくり の主な取り組み-a.	a. 田園居住を基本とした土地利用のルールづくりを進めます 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、準都市計画区域において <u>指定した特定用途制限地域の適正な運用を図ります。</u>	a. 田園居住を基本とした土地利用のルールづくりを進めます 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、準都市計画区域において <u>特定用途制限地域の指定を進めます。</u>	時点修正
35	第4章 2. - (2) ■地域の拠点- a.	・老舗の造り酒屋の伝統的建造物の保存・活用 <u>令和6年1月、津屋崎千軒地区にある豊村酒造旧醸造場施設が国の重要文化財に指定されました。</u> 津屋崎千軒の歴史的まちなみの象徴的な存在といえる <u>この建造物の保存に必要な支援を行うとともに、</u> 観光交流の中核的な施設として活用を目指します。	・老舗の造り酒屋の伝統的建造物の保存・活用 津屋崎千軒の歴史的まちなみの象徴的な存在といえる老舗の造り酒屋の伝統的建造物を保存し、観光交流の中核的な施設として活用を目指します。	時点修正

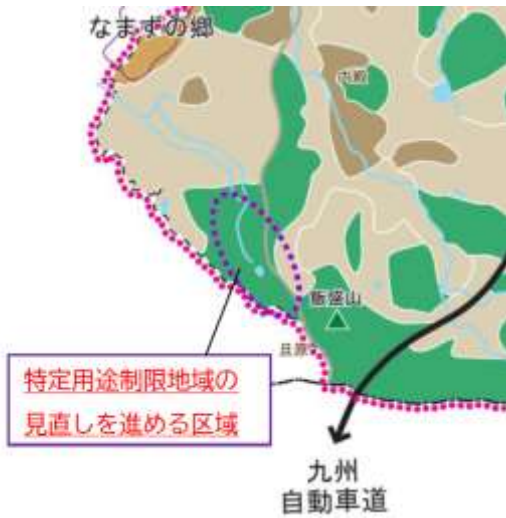
頁	箇所	新表記	旧表記	理由
35	第4章 2. - (2) ■地域の拠点- b.	b. 観光交流スポット 津屋崎千軒・津屋崎漁港、宮地嶽神社を観光交流スポットに位置づけます。 津屋崎漁港の直売所「お魚センターうみがめ」を活用し、福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、 <u>商品開発や店舗改善等の魅力向上に取り組み、第一次産業従事者の所得向上や市内消費拡大を図ります。</u>	b. 観光交流スポット 津屋崎千軒・津屋崎漁港、宮地嶽神社を観光交流スポットに位置づけます。 津屋崎漁港の直売所「お魚センターうみがめ」を活用し、福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、 <u>一次産業と観光振興とを結びつけ、活性化を図ります。</u>	時点修正
35	第4章 2. - (2) ■まちづくり の主な取り組み-a.	a. 田園居住を基本とした土地利用のルールづくりを進めます 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、津屋崎都市計画区域の用途地域白地地区において <u>指定した特定用途制限地域の適正な運用を図ります。</u>	a. 田園居住を基本とした土地利用のルールづくりを進めます 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、津屋崎都市計画区域の用途地域白地地区において <u>特定用途制限地域の指定を進めます。</u>	時点修正
35	第4章 2. - (2) ■まちづくり の主な取り組み-b.	b. 観光交流施設の誘致を促進し活性化を図ります（観光交流ゾーン） （前略） <u>福津市地域公共交通計画</u> に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	b. 観光交流施設の誘致を促進し活性化を図ります（観光交流ゾーン） （前略） <u>「福津市地域公共交通網形成計画」</u> に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
35	第4章 2. - (2) ■まちづくり の主な取り組み-d.	d. 若い世代の急増に伴う、教育施設の過大規模校化の緩和に努めます 若い世代が急増し、教育施設の過大規模校化が問題となっている地域の周辺で、新たな教育施設の整備を <u>推進</u> します。	d. 若い世代の急増に伴う、教育施設の過大規模校化の緩和に努めます 若い世代が急増し、教育施設の過大規模校化が問題となっている地域の周辺で、新たな教育施設の整備を <u>検討</u> します。	時点修正
36	図4-3 将来都市構造詳細図 津屋崎都市計画区域			新教育施設整備 推進区域の位置 付け

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
37	第4章 2. - (3) ■地域の拠点- c.	c. 観光交流スポット 福間漁港、ふれあい広場ふくまを観光交流スポットに位置づけます。 直売所「ふれあい広場ふくま」を活用し、福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、 <u>商品開発や店舗改善等の魅力向上に取り組み、第一次産業従事者の所得向上や市内消費拡大を図ります。</u>	c. 観光交流スポット 福間漁港、ふれあい広場ふくまを観光交流スポットに位置づけます。 直売所「ふれあい広場ふくま」を活用し、福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、 <u>一次産業と観光振興とを結びつけ、活性化を図ります。</u>	時点修正
38	第4章 2. - (3) ■まちづくり の主な取り組み-a.	a. 地区計画区域の指定により観光交流施設の誘致促進を図ります（観光交流ゾーン） <u>令和3年7月、観光交流施設の誘致促進により観光交流の活性化を図るため、市街化調整区域内の福間漁港及び福間海岸一帯に地区計画区域を指定しました。今後はこの制度の適正運用を図っていきます。</u> <u>福津市地域公共交通計画</u> に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	a. 地区計画区域の指定により観光交流施設の誘致促進を図ります（観光交流ゾーン） 福間海岸など一部の市街化調整区域では観光交流施設の立地が進んでおり、今後もさらなる観光交流施設の誘致促進により観光交流の活性化を図るため、 <u>福間漁港及び福間海岸の一部に地区計画区域指定の検討を進めます。</u> <u>「福津市地域公共交通網形成計画」</u> に基づき、交通事業者等と連携・役割分担しつつ、公共交通ネットワークを再構築し、観光交流スポットや観光交流ゾーンへの交通アクセスを確保します。	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
38	第4章 2. - (3) ■まちづくり の主な取り組み-e.	(削除)	e. 若い世代の急増に伴う、教育施設の過大規模校化の緩和に努めます 若い世代が急増し、教育施設の過大規模校化が問題となっている地域の周辺で、新たな教育施設の整備を推進します。	時点修正
39	図4-4 将来都市構造詳細図 福岡広域都市計画区域			時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
40	図 4-4 将来都市構造 詳細図 福岡広域 都市計画区域			時点修正
41	第 4 章 2. - (4) ■ まちづくり の主な取 組み-a.	a. 田園居住を基本とした土地利用のルールづくりを進めます 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、準都市計画区域の一部において指定した特定用途制限地域の適正な運用を図ります。なお、地域の課題解決に資すると判断される場合や地域要望の高まり等に応じ適時適切に見直すこととしますが、その規模や内容は必要最小限にとどめるものとします。	a. 田園居住を基本とした土地利用のルールづくりを進めます 住民が安心して暮らせるように地域に不要な土地利用を制限するため、準都市計画区域において特定用途制限地域の指定を進めます。	記述内容の変更 (特定用途制限 地域の見直し)

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
42	図 4-5 将来都市構造詳細図 都市計画区域外（南部）			区域の位置づけ （特定用途制限 地域の見直し）
43	第 5 章 (1)	（１）都市計画マスタープランの進行管理と見直し 市民の暮らしや様々な活動の基盤となるまちづくりの計画である「第二次都市計画マスタープラン」の実現にあたっては、都市計画の手法はもちろんのこと、「福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「<u>福津市まちづくり計画『まちづくり基本構想』</u>」、「<u>福津市地域公共交通計画</u>」等の分野別計画に掲げる施策と強く連携させ、総合的に効果を上げていくことを目指します。 （後略）	（１）都市計画マスタープランの進行管理と見直し 市民の暮らしや様々な活動の基盤となるまちづくりの計画である「第二次都市計画マスタープラン」の実現にあたっては、都市計画の手法はもちろんのこと、「福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や今後策定を予定している「<u>第二次福津市総合計画</u>」や「<u>福津市公共交通網形成計画</u>」に掲げる施策と強く連携させ、総合的に効果を上げていくことを目指します。 （後略）	時点修正

頁	箇所	新表記	旧表記	理由
資-1	資料	1. 策定経過 <u>(当初)</u>	1. 策定経過	時点修正
資-2	資料	2. 福津市都市計画審議会名簿 <u>(当初)</u>	2. 福津市都市計画審議会名簿	時点修正
資-2	資料	3. 職員ワーキング会議の構成 <u>(当初)</u>	3. 職員ワーキング会議の構成	時点修正
資-3	資料	4. 福津市都市計画審議会への諮問書 <u>(当初)</u>	4. 福津市都市計画審議会への諮問書	時点修正
資-4	資料	5. 福津市都市計画審議会からの答申書 <u>(当初)</u>	5. 福津市都市計画審議会からの答申書	時点修正